

道路法等の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

第一 道路法の一部改正

一 歩道における占用の禁止又は制限

道路管理者は、幅員が著しく狭い歩道について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があるときと認める場合においては、当該歩道の占用を禁止し、又は制限できるものとする。

(第三十七条関係)

二 占用物件の維持管理義務

1 道路占有者は、国土交通省令で定める基準に従い、占用物件の維持管理をしなければならないものとする。

2 道路管理者は、道路占有者が1の基準に従って占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占有者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。

(第三十九条の八及び第三十九条の九関係)

三 沿道区域内にある土地等の管理者に対する措置命令に係る損失補償

道路管理者は、道路管理者による措置命令により損失を受けた沿道区域内にある土地等の管理者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならないものとする事。

(第四十四条関係)

四 重要物流道路の創設

1 国土交通大臣は、道路の構造、貨物積載車両の運行及び沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘案して、全国的な貨物輸送網の形成を図るため、貨物積載車両の能率的な運行の確保を図ることが特に重要と認められる道路について、区間を定めて、重要物流道路として指定することができるものとする事。

2 重要物流道路に係る道路の構造の技術的基準は、これにより重要物流道路における貨物積載車両の能率的な運行が確保されるように定められなければならないものとする事。

3 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村からの要請に基づき、当該都道府県又は市町村に代わって次に掲げる道路の管理を自ら行うことができるものとする事。

(1) 次のイ又はロのいずれかに該当する道路である指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維

持（道路の啓開のために行うものに限る。）

イ 重要物流道路

ロ 重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものとして国土交通大臣があらかじめ指定したもの

(2) (1)のイ又はロのいずれかに該当する道路である都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事

（第四十八条の十七から第四十八条の十九まで関係）

五 道路管理者は、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

（第七十二条の二関係）

六 その他所要の改正を行うものとする。

第二 道路整備特別措置法の一部改正

- 一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は地方道路公社は、高速道路等の管理者に代わって、第一の二の二の規定による命令を行うものとする。

（第八条及び第十七条関係）

- 二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

- 一 平成三十年度以降十箇年間に於ける地方公共団体に対する道路の改築又は修繕に関する国の負担又は補助の割合について、十分の七の範囲内で政令で特別の定めをすることが出来るものとする。

（第二条関係）

二 特定連絡道路の工事に係る資金の貸付け

- 1 国は、都道府県又は市町村が特定連絡道路工事施行者（道路管理者の承認を受けて特定連絡道路の工事を行うとする者をいう。）に対し当該工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合においては、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けること

ができるものとする。

(第五条第一項関係)

2 | 1の「特定連絡道路」とは、重要物流道路（高速自動車国道又は自動車専用道路であるものに限る。

）と商業施設、レクリエーション施設その他の施設でその利用者のうち相当数の者が当該重要物流道路を通行するものとを連絡する道路（他の道路と平面で交差するものを除く。）であつて、当該重要物流道路と他の連絡道路（当該重要物流道路と当該施設とを連絡する道路をいう。）が連結する部分における交通の混雑を緩和するために整備されるものをいうものとする。 (第五条第二項関係)

三 | その他所要の改正を行うものとする。

第四 附則

一 | この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第三の一の改正規定は、平成三十年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 | 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条関係)

三 | この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第三条関係)

四 其他所要の改正を行うものとする。

(附則第四条から第八条関係)